

1. 保育所に希望しているが入所できない待機児への効率的な対応

◇ 提言 ◇

< 1 > 保育所定員増

保育所定員増を図っていても、待機児童数は増加傾向にある。特に0～2歳児において待機児童が多くなっており、育休を取れる職場に勤務する人の中で、育休復帰の前倒しや、0歳では育休を1回延期、1歳では認可外保育施設に入れて復帰するということが起きている。また、待機児童が多い中、求職による保育所入所が難しくなっている。今後も、こうした分析結果を踏まえ、認可保育所の定員増を図るとともに、さらなる対応について検討する。

< 2 > 一時保育制度の見直し

育児休業制度、短時間勤務制度等を活用した働き方や求職活動での利用がしやすいように、一時保育実施施設を増やすとともに、利用日数の拡大、求職利用枠の設置など、制度の見直しを図る。

< 3 > 家庭での子育ての支援

地域社会とのかかわりの希薄化、家族状況の複雑化、父親の多忙などにより育児不安が生じやすく、また、孤独な子育てを強いられている母親がいる。その中には、子どもを自分の手で育てたいと思っているが、ときには離れたたいという気持ちから就労し、保育所入所を望む人もいる。保育所の地域の子育て支援策を推進するとともに、一時保育の充実などにより「家庭での子育て」を支援することが必要である。

○委員意見等

< 1 > 保育所定員増

- ・財源に限りがあるため、金銭給付とサービス給付のバランスを図りながら、保育所の質と量を確保しなければならない。
- ・認可保育所の新設にあたり、設置数の公私比率を変えないように、公立保育所も新設する。
（反対）現状では、公立保育所という箱モノを増やすことに市民の了解が得られない。
- ・保育所の0～2歳児枠の拡大のため、乳児園設置や年齢別配置人数を検討する。
（意見）3歳以降の行き場を考える必要がある
（関連）JRや私鉄沿線の幼稚園では、待機児童が出ている。
- ・限られた予算を効率的に配分するため、公立保育所の民営化も選択肢の一つである。
- ・保育の質の低下につながるのであれば、保育所運営コストの節約によって保育の量を確保するのは、認めがたい。
- ・入所希望者が全員入れることが市の責任であり、希望する90%が日本の最高の保育が受けられたとしても、責任を果たしたと言えない。

< 2 > 一時保育制度の見直し

- ・一時保育の事業評価を行い、利用しやすさを点検する必要がある。

< 3 > 家庭での子育ての支援

- ・子どもから離れたいから保育所入所を希望するというニーズもあるので、待機児童対策として保育所の地域の子育て支援策も考える。
- ・1中学校区に1か所の一時保育を望む。

< その他 >

- ・多様な働き方と今の保育制度が合わなくなってきており、ワーク・ライフ・バランスが実現できていないため、様々な利用形態で保育の枠をシェアする方法を考えられないか。
(反対) 保育所は毎日通園することで小学校までの基礎を培う発達保障をする場である。
(上記に反対) 毎日通園を原則としなくても子どもの成長発達を保障することはできる。
- ・認可外保育施設が待機児童の受け皿として機能しているので、通園児補助の拡大や施設への補助を検討したらどうか。
- ・幼稚園の預かり保育は就労支援を担っている部分もあるが、特に長期休暇中の預かり保育は、幼稚園経営者にとって人件費の負担が重いので、費用のあり方を検討してほしい。

2. 地域で暮らす乳幼児期の子どもと家族（特に3歳未満児親子）への支援のあり方

◇ 提言 ◇

< 1 > 保育所の機能強化

家庭環境等の変化等により、未就園児の母親は子どもの育ちに不安を感じがちであるため、保育所の園庭開放、地域交流の充実を図り、身近な育児相談の場として機能させる。また、少しの時間でも子どもと離れたたいという気持ちに対応し、一時保育を各地域で実施する。

< 2 > 子育て支援ネットワークの構築

子育て支援センターや児童ホーム、保育所の地域交流は、在宅の乳幼児と親が利用し、地域の親子が集う場となっているが、子育て支援施設の機能や施設が必ずしも親のニーズに対応しきれていないとは限らず、地域によっては未就園児へのサポートが十分ではない。子育て支援施設を有機的に連携させ、役割を調整することが必要である。

< 3 > 身近な相談体制

総合相談窓口といったワンストップの相談はわかりやすいが、認識がなかったり、そこにたどり着けない人もいるため、身近な相談・支援体制が求められる。

○委員意見等

< 1 > 保育所の機能強化

- ・保育所の一時保育や園庭開放の場などを、身近な育児相談の場として利用する。
- ・一時保育実施施設を増やすとともに、使いやすい制度を検討する。

< 2 > 子育て支援ネットワークの構築

- ・各子育て支援施設が有機的に連携し、地域とネットワークを組むことで、きめ細やかな支援ができる。
- ・例えば、保育所の専門職が児童ホーム、公民館等に出向いて育児講座等を行うこともできるのではないかな。
- ・相談事業や健康診査に来られない家庭と支援をつなぐ、子育てコーディネーターが必要である。

< 3 > 身近な相談体制

- ・子育て支援センター、児童ホームや保育所等の子育て支援施設を利用していない子育て中の家庭の中には、問題を抱えており支援が必要な家庭がある。
- ・子育て支援施設を利用している家庭で、問題を抱えつつもそれを意識していない家庭もあるため、職員が問題発見の力を持つことが必要である。

< その他 >

- ・育児相談に加えて、子どもの自由な遊びや育ちを支援する場所がほしい。
- ・子育て支援センター改修時には、子育てコーディネーターが常駐できる子育て支援室を設置してほしい。

3. 保護を必要としている子どもと子育て家庭への地域支援体制

◇ 提言 ◇

< 1 > 要保護・要支援の児童や家庭の支援

貧困家庭、障害児、ひとり親、外国人、児童虐待家庭など、保護や支援を必要とする児童や家庭に対して様々な支援がなされているが、生活の中での具体的な支援は、保育所をはじめとする地域の子育て支援施設が機能しないと難しい。既に保育所では保護や支援の必要な多くの児童を受け入れ、職員は親の悩みを受け止め、見守りや、ときには支援をしている。既存の子育て支援施設と人材、積み重ねられた経験を有効活用し、地域における要保護・要支援状態からの回復と予防のための仕組みを検討する。

< 2 > 障害児・発達支援児支援

障害児を持つ家庭には、専門療育施設での療育のほか、専門療育施設への単独通園、リフレッシュのための一時保育、就労のための保育所入所等のニーズがある。そのため、保育所の障害児受け入れ枠の拡大などを検討する必要がある。

< 3 > 児童虐待対策

子育て支援施設は、児童虐待発見の場として重要であるので、保育所をはじめとする子育て支援施設職員を対象に、児童虐待早期発見の技術向上のための研修を行うべきである。また、地域における虐待家庭の見守りや支援の体制が必要である。

○委員意見等

< 1 > 要保護・要支援児童や家庭の支援

- ・各機関が連携し、段階を分けて、初期相談・発見、コーディネート、その後の専門的ケアのシステムを考えるべきである。
- ・各子育て支援施設が連携し、地域とネットワークを組むことで、子どもにしっかり目が届き、早期発見や予防を行うことができる。
- ・発見や初期ケアには、民生委員等の地域や保健師の力を借りる。
- ・訪問により在宅子育て家庭の子どもの育ちを見守り、支援するシステムをつくれないうか。
- ・保育所に子どもや家庭への専門的支援を行う子育てコーディネーターを置けないうか。
- ・保育所保育士は、子どもの保育だけではなく、親や家庭の支援を行う必要もある。
- ・一時保育制度の再検討により、救済や支援の仕組みがつくれないうか。

< 2 > 障害児・発達支援児支援

- ・保育所での発達支援児の受け入れには人件費がかかるため、私立保育所や幼稚園では難しい面があるが、私立保育所でも、人件費や職員配置を公立同様とすることで、発達支援保育ができる。
- ・母子分離したくて保育所に入れるために求職する人もいる。
- ・保育所以外にも発達支援児の支援組織や通園施設ができるとういのではないか。
- ・発達支援児を施設に入れるだけではなく、0～3歳では保育士や保健師などによる訪問支援をし、それから受け入れ先を選ぶとうい機能があってもいいのではないか。

< 3 > 児童虐待対策

- ・家庭児童相談室相談員が訪問して、1対1で関わるだけでは、虐待傾向の程度の把握が十分にできないし、経過が長くなる。
- ・子育て不安、虐待予備軍の親を対象に、児童虐待の発生予防、発見、対応・リハビリ、次世代の発生予防の機能を持つ「親支援グループミーティング」を導入できないか。

< その他 >

- ・ひとり親や外国籍の家庭の中でも、特に未就園児の家庭が孤立しているため、交流会があるといい。

4. 保育施設など子育て支援施設の役割分担と連携

◇ 提言 ◇

< 1 > 子育て支援施設などの役割分担と連携

地域で子どもと家庭を支えるためには、公・私立保育所、幼稚園、児童ホーム、子育て支援センターなど関係機関が適切に役割分担し、連携することが必要である。地域の子育て支援関係者が船橋の子育てについて話し、情報交換、問題共有できる機会をつくることで、地域に合った支援体制を整える。

< 2 > 公立保育所の役割

平成 21 年度に保育所保育指針が新しくなり、保育所が積極的に行うよう努める機能の一つとして、地域の子育ての拠点としての機能が挙げられている。公立保育所は、「公」であることの特性を活かし、地域の子育ての拠点としての機能を充実させ、関係機関や地域の人材との積極的な連携を図ることが求められる。

< 3 > 私立保育所の役割

私立保育所は、地域に密着した特色ある保育をしている。保護者のニーズに即したサービスを展開しやすいことから、引き続き地域に合った保育を行っていくとともに、一時保育の拡大が望まれる。

○委員意見等

< 1 > 子育て支援施設などの役割分担と連携

- ・民間にできることは民間で、民間でできないことをやるのが国及び地方公共団体である。
- ・家庭に合ったソフトを提供できるように、すべての機関の職員が共通に認知し、それをコーディネートすることが必要である。
- ・ファミリー・サポート・センターで、病児保育やショートステイを行う可能性もあるのではないか。

< 2 > 公立保育所の役割

- ・関係機関のパイプ役、地域の子育て支援の核として包括的な役割を担えないか。
- ・地域の子育て支援センターと位置付け、研修や情報交換などをできないか。
- ・保育所の地域交流の場を利用して、少し社会的に適応できないという子どもと親のための教室を行えないか。
- ・発達支援保育の充実を図るべきではないか。
- ・緊急的な一時保育を担えないか。

< 3 > 私立保育所の役割

- ・民間にできることは民間で担っていくべきであり、民間の力をもっと活用すべきである。
- ・船橋市では、一時保育は主に私立保育所が担うなど、公立保育所、私立保育所が役割分担しながら保育事業を展開してきている。

- ・ 保育所での発達支援児の受け入れには人件費がかかるため、私立保育所では難しい面があるが、私立保育所でも、人件費や職員配置を公立同様とすることで、発達支援保育ができるところがある。
- ・ 私立保育所を新設するときには、地域のバランスを考えて一時保育を行えないか。

5. 既設保育所の耐震対策、保育の環境整備と質の担保

◇ 提言 ◇

< 1 > 公立保育所の耐震対策

公立保育所の耐震対策は大きな課題で、保育サービスを低下させないでこれを行うのは財政的にも大きな負担を伴う。計画的かつ確実に行う必要があり、耐震建替えを民設で行うことで国の補助が得られる現状を踏まえ、十分に議論すべきである。

< 2 > 保育の環境整備

私立保育所と公立保育所では、人件費や職員配置等に差があり、それが、例えば私立保育所で発達支援保育が十分にできないことにもつながっている。発達支援保育に要する費用など、私立保育所の補助制度のあり方を検討する必要がある。

< 3 > 保育の質の担保

公立保育所では、公務員削減により正規職員比率が6割程度になっている。正規職員と非正規職員は職務に違いがあり、責任体制等を考えたとき、保育の質が低下していないかという懸念がある。また、保育の質の向上のために、地域の保育者が連携し、研修や情報交換などを行うことが望まれる。保育の質の担保のための方策と、事業の質的評価が必要である。

○委員意見等

< 1 > 公立保育所の耐震対策

- ・建て替えを民設で行えば国の補助が得られるので、そのメリットを活かすのが市民のためでもある。

(反対)

- ・保育所を民営化して耐震のことをしなければならないほど財政が逼迫しているのか。
- ・発達支援児を多く受け入れている公立保育所の耐震建て替えは、公設公営で行うべきではないか。
- ・公立保育所の耐震建替え時には、一時保育室の併設が望ましい。
- ・子育て支援センター改修時には、子育てコーディネーターが常駐できる子育て支援室を設置してほしい。

< 2 > 保育の環境整備

- ・国基準に栄養士の配置がないので、私立保育所では栄養士配置の財源の裏付けがない。
- ・私立保育所への補助金の充実により、公私間格差を是正すべきではないか。
- ・私立保育所では、看護師が限定的な補助配置なので、公立同様に正規雇用の財源が確保できるとよい。
- ・認可外保育施設への補助制度の整備を検討すべきである。

< 3 > 保育の質の担保

- ・行政、保護者、保育者等すべての人が少しずつ持ち出して、質の良い保育を維持してほしい。
- ・公立保育所での完全給食、栄養士・看護師の全保育所配置、加配保育士の制度の維持が望まれる。
- ・保育の質と保育のサービスの種類は同義ではないので分けて考えるべきである。
- ・保育の質の維持、平等に保育を受けられる制度のために、長期的な視点に立った新たな負担を考える必要があるのではないか。
- ・保育士の仕事はコミュニケーションを媒体とした発達の保障であり、また、発達を促す遊びの工夫などには、継続性と保育士としての経験年数が重要と考える。
- ・子どもの発達を促すためには、経験年数が重要で、先を見通す保育が必要なので、保育の質の向上のためには、正規職員の比率を高める必要があるのではないか。
- ・定員の125%入所（入所円滑化）が恒常化することにより余裕がなくなり、保育の質は低下していないか。
- ・公立保育所の一部を民営化すれば、公立の正規職員比率を上げることができ、保育の質が向上するのではないか。
- ・公立保育所は正規職員割合が6割強で、臨時職員がクラスに入っているが、質の高いサービスを提供できているのか、また、責任体制を考えたときに許容できるのか。
（反対）臨時職員が増えているが、研修や公開保育の実施により質は低下していない。
（関連）公立保育所では正規職員と臨時職員の職務に違いがあるので、正規職員が少なくなると負担感は確かにある。

事務局が提示した3つの論点

1. 公立保育所の役割、私立保育所の役割

◇ 提言 ◇

< 1 > 公立保育所の役割

平成21年度に保育所保育指針が新しくなり、保育所が積極的に行うよう努める機能の一つとして、地域の子育ての拠点としての機能が挙げられている。公立保育所は、「公」であることの特性を活かし、地域の子育ての拠点としての機能を充実させ、関係機関や地域の人材との積極的な連携を図ることが求められる。

< 2 > 私立保育所の役割

私立保育所は、地域に密着した特色ある保育をしている。保護者のニーズに即したサービスを展開しやすいことから、引き続き地域に合った保育を行っていくとともに、一時保育の拡大が望まれる。

○委員意見等

< 1 > 公立保育所の役割

- ・関係機関のパイプ役、地域の子育て支援の核として包括的な役割を担えないか。
- ・地域の子育て支援センターと位置付け、研修や情報交換などをできないか。
- ・保育所の地域交流の場を利用して、少し社会的に適応できないという子どもと親のための教室を行えないか。
- ・発達支援保育の充実を図るべきではないか。
- ・緊急的な一時保育を担えないか。

< 2 > 私立保育所の役割

- ・民間にできることは民間で担っていくべきであり、民間の力をもっと活用すべきである。
- ・船橋市では、一時保育は主に私立保育所が担うなど、公立保育所、私立保育所が役割分担しながら保育事業を展開してきている。
- ・保育所での発達支援児の受け入れには人件費がかかるため、私立保育所では難しい面があるが、私立保育所でも、人件費や職員配置を公立同様とすることで、発達支援保育ができるところがある。
- ・私立保育所を新設するときには、地域のバランスを考えて一時保育を行えないか。

2. 保育の質の向上

◇ 提言 ◇

公立保育所では、公務員削減により正規職員比率が6割程度になっている。正規職員と非正規職員は職務に違いがあり、責任体制等を考えたとき、保育の質が低下していないかという懸念がある。また、保育の質の向上のために、地域の保育者が連携し、研修や情報交換などを行うことが望まれる。保育の質の担保のための方策と、事業の質的評価が必要である。

○委員意見等

- ・行政、保護者、保育者等すべての人が少しずつ持ち出して、質の良い保育を維持してほしい。
- ・公立保育所での完全給食、栄養士・看護師の全保育所配置、加配保育士の制度の維持が望まれる。
- ・保育の質と保育のサービスの種類は同義ではないので分けて考えるべきである。
- ・保育の質の維持、平等に保育を受けられる制度のために、長期的な視点に立った新たな負担を考える必要があるのではないか。
- ・保育士の仕事はコミュニケーションを媒体とした発達の保障であり、また、発達を促す遊びの工夫などには、継続性と保育士としての経験年数が重要と考える。
- ・子どもの発達を促すためには、経験年数が重要で、先を見通す保育が必要なので、保育の質の向上のためには、正規職員の比率を高める必要があるのではないか。
- ・入所円滑化の恒常化により余裕がなくなり、保育の質は低下していないか。
- ・公立保育所の一部を民営化すれば、公立の正規職員比率を上げることができ、保育の質が向上するのではないか。
- ・公立保育所は正規職員割合が6割強で、臨時職員がクラスに入っているが、質の高いサービスを提供できているのか、また、責任体制を考えたときに許容できるのか。
(反対) 臨時職員が増えているが、研修や公開保育の実施により質は低下していない。
(関連) 公立保育所では正規職員と臨時職員の職務に違いがあるので、正規職員が少なくなると負担感は確かにある。
- ・公立保育園の資源、情報やマンパワーを地域で共有できないか。
- ・公立保育園を地域の子育て支援センターとして位置付けるのであれば、研修や情報交換などをできないか。

3. 公立保育所の民営化

◇ 提言 ◇

< 1 > 公立保育所の民営化の検討

市税収入が減少の一途をたどり、市の財政的な課題も山積している一方、保育需要は拡大している。限られた予算を待機児童対策や地域の子育て支援など必要な施策に、いかに効率的に配分するかという観点が重要であり、公立保育所の民営化について、下記の委員意見等を踏まえ、検討していく必要がある。

< 2 > 公立保育所の耐震整備への対応

公立保育所の耐震整備は今後、多額の経費が必要となるが、計画的かつ確実に進めるべきである。その際には、市の厳しい財政状況に鑑み、国からの補助が得られる、民設での整備も視野に入れる必要がある。

< 3 > 保育の質の維持・向上

公立保育所の正規職員比率が6割台であり、今後も正規職員を増やしていくことは困難と考えられる。保育の質の維持・向上のためには、民営化により公立保育所の正規保育士を他の公立保育所に配置換えすることで正規職員比率の改善を図ることも一つの方策である。

< 4 > 民営化の移行期の児童への配慮

保育では継続性と信頼関係が重要であり、民営化をする際には、移行期の児童への影響に最大限配慮することが必要である。

○委員意見等

< 1 > 公立保育所の民営化の検討

- ・市民・納税者の視点での検討が必要である。
- ・保育関連予算は伸びているが、限界があり、限られた予算をいかに効率的に配分するかという議論をせざるを得ない局面では、公立保育所の民営化も選択肢の一つである。
- ・民生部門だけでも高齢者、生活保護受給者の増大、障害者福祉制度が変わるかもしれないという中で、市全体の将来的な財政見通しを踏まえた議論が必要である。
- ・市税収入が減少の一途をたどっており、保育といえども予算の確保は非常に難しい。人件費を含めた民営化の議論が重要である。

(反対) ・財政効果を上げるためだけの民営化はいかかなものか。

- ・国の制度が流動的である。
- ・民営化により、正規職員が退職ではなくて異動するだけならば、人件費の総額は変わらないのではないか。
- ・保育の継続により築かれる大人への信頼関係が断ち切られ、大人への不信につながる心配がある。
- ・保育制度の枠組みが共通である中で、公立・私立のどちらが質が高いかという議論はできない。

< 2 > 公立保育所の耐震整備への対応

- ・耐震整備の課題で、建て替えを民設でやると国の補助が得られる。資金的な面から市にとってメリットのあるような方向性の議論も必要である。
- ・発達支援児を多く受け入れている公立保育所の耐震建て替えは、公設公営で行うべきではないか。
- ・平成 27 年度までの数年の間に 18 か所の公立保育所の耐震化の問題を、子どもたちへの保育サービスを低下させない形でクリアしなければならないということは、お金の問題だけでなく大変なことだ。

< 3 > 保育の質の維持・向上

- ・民営化した公立保育所の正規保育士を他の公立保育所に配置換えすることで、現在の正規比率 6 割という状況の改善につながる。
- ・今後、さらに公務員全体の定数が減る傾向にあるとすれば、保育職の正規比率がさらに落ちていくことが考えられる。現状は質が保たれているとしても将来的に同じ保育が続けられるか心配で公立保育所の現状を変える民営化は有力な選択肢と考えざるを得ない。
- ・0～2 歳児の定員を増やし、それを市の正規職員が全部担うのは現実的に財政の将来方向を見ると難しい。公設民営化によって質が十分保たれて、お母さん方のニーズに応えられる解決策が打たれるのであれば、その方向性を考えていくべきではないか。

(反対) ・公立保育所民営化で正規職員の比率が上がると、園児 1 人当たりの運営費が上がり、私立保育所との格差がまた広がる。

< 4 > 民営化の移行期の児童への配慮

- ・民営化の移行期は、入所児童の処遇、生活にかかわるので、司法の場での事例や考え方を見つつ、丁寧に慎重に考えなければいけない。

【資料編】

就学前児童の状況は、表1のとおりです。3歳未満の児童のおよそ80%が保育所や幼稚園などのいずれの施設にも通っていないと考えられます。

表1 <<就学前児童の状況>>

(単位:人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
住民基本台帳人口(H22.4.1)	5,830	5,860	5,829	5,661	5,513	5,553	34,246
外国人登録人口(H22.4.1)	98	92	116	88	62	56	512
人口計	5,928	5,952	5,945	5,749	5,575	5,609	34,758
認可保育所(H22.4.1)	499	1,135	1,330	1,561	1,569	1,569	7,663
対年齢人口(%)	8.4%	19.1%	22.4%	27.2%	28.1%	28.0%	22.0%
幼稚園(H21 私立幼稚園就園児補助金実績)	0	0	0	3,325	3,755	3,773	10,853
対年齢人口(%)	0.0%	0.0%	0.0%	57.8%	67.4%	67.3%	31.2%
認可外保育施設(H21.10.1)	43	152	153	81	40	39	508
対年齢人口(%)	0.7%	2.6%	2.6%	1.4%	0.7%	0.7%	1.5%
事業所内保育施設(H21.10.1)	24	45	59	39	16	15	198
対年齢人口(%)	0.4%	0.8%	1.0%	0.7%	0.3%	0.3%	0.6%
知的障害児通園施設・児童デイサービス(H22.4.1)	2	10	38	68	43	42	203
対年齢人口割合(%)	0.0%	0.2%	0.6%	1.2%	0.8%	0.7%	0.6%
認可外教育施設(H22.5 調べ)	0	0	22	85	60	92	259
対年齢人口割合(%)	0.0%	0.0%	0.4%	1.5%	1.1%	1.6%	0.7%
差引(在宅等)	5,360	4,610	4,343	590	92	79	15,074
対年齢人口(%)	90.4%	77.5%	73.1%	10.3%	1.7%	1.4%	43.4%
保育所待機児童(H22.4.1)	64	244	117	56	16	10	507
対年齢人口(%)	1.1%	4.1%	2.0%	1.0%	0.3%	0.2%	1.5%

※待機児童数は、市内認可保育所への入所を希望し、待機となっている児童数

表2 <<人口の状況(あいプラン・後期計画掲載資料から)>>

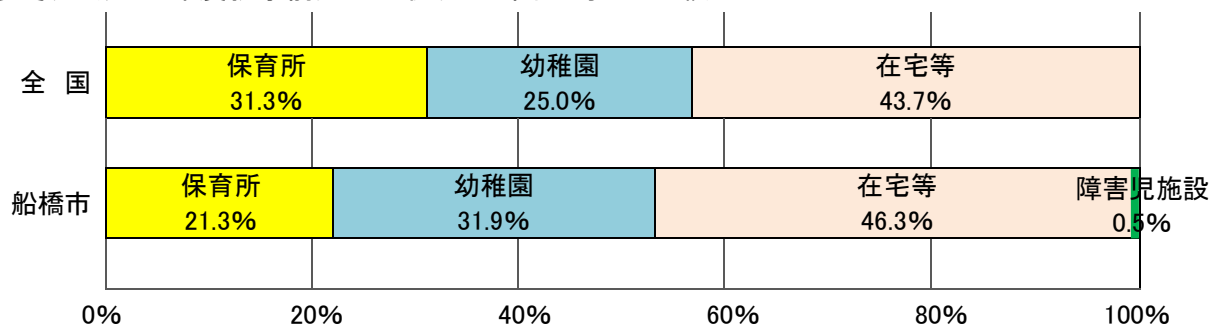
(単位:人)

	昭和50年	60年	平成2年	7年	12年	17年	21年	25年	30年
総人口	423,101	506,966	533,270	540,817	550,074	569,835	602,301	602,794	609,409
0~14歳	119,812	115,171	92,939	77,323	73,692	75,727	82,420	78,736	70,508
15~64歳	285,646	361,452	400,066	411,806	406,000	396,428	407,108	393,123	389,875
65歳以上	17,454	30,329	38,717	50,554	69,290	93,543	112,773	130,935	149,026
0~14歳	28.3%	22.7%	17.4%	14.3%	13.4%	13.3%	13.7%	13.1%	11.6%
15~64歳	67.5%	71.3%	75.0%	76.1%	73.8%	69.6%	67.6%	65.2%	64.0%
65歳以上	4.1%	6.0%	7.3%	9.3%	12.6%	16.4%	18.7%	21.7%	24.5%

※資料:国勢調査。ただし、平成21年は住民基本台帳及び外国人登録台帳(4月1日現在)による。

平成25年、30年は推計(平成20年4月実施。常住人口基準)

参考)平成 21 年度就学前児童の状況 全国平均との比較



平成 22 年 4 月 1 日現在、市内の保育所は公立 27 か所、私立 34 か所（分園 3 か所）で、入所定員は 7,044 人です。入所児童数は 7,663 人で、年齢別で見ると 3 歳未満児は 38.7%、3 歳以上児が 61.3%となっています。

船橋市では、近年、大規模マンション開発や宅地造成による人口増加傾向が続いており、保育の必要な児童は年々増加しています（表 3）。待機児童対策として、入所定員の円滑化により保育所定員の最大 125 パーセントまでの入所受入れを行うほか、民間保育所・分園の設置促進や市有地を活用した民間保育所の誘致、既存施設の増築による定員拡大などに取り組み、平成 12 年度から 22 年 4 月までの間に 1,724 人の定員増を行いました（表 4）。

しかしながら、待機児童数は、22 年 4 月に 507 人となり、特に船橋駅周辺や前原周辺、また西船・行田周辺でも多くなっています。

待機児童を年齢別で見ると、3 歳未満児（0～2 歳）が約 84 パーセントを占め、産休明け、育児休業明けで子どもを預けることが難しい実態が伺えます（表 5）。また、待機児童のうち、ひとり親家庭の児童が 10%弱を占めています。

市では、公立保育所の運営や整備に国からの特定財源が見込めないことから、民設民営による民間保育所の開設を進め、増加する保育需要に対応しています。

表 3 <<保育需要の推移>> * 保育需要＝要保育児童数＝入所児童数＋待機児童数（各年 4 月）

年 度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
未就学児童数(住基人口)	31,838	32,317	32,671	32,535	32,476	32,668	33,219	33,525	34,246
前年度比増減(人)	631	479	354	-136	-59	192	551	306	721
保育需要(要保育児童数)	5,608	6,055	6,466	6,657	6,843	6,985	7,383	7,566	8,170
入所児童数(人)	5,562	5,895	6,274	6,413	6,584	6,779	7,008	7,186	7,663
待機児童数(人)	46	160	192	244	259	206	375	380	507
未就学児童数に占める 保育需要(%)	17.6	18.7	19.8	20.5	21.1	21.4	22.2	22.6	23.9
前年度比増減(ポイント)	1.2	1.1	1.1	0.7	0.6	0.3	0.8	0.4	1.3
内3歳未満児保育需要(%)	11.9	13.0	13.7	14.4	14.8	15.6	17.1	17.6	19.3
前年度比増減(ポイント)	1.1	1.1	0.7	0.7	0.4	0.8	1.5	0.5	1.7

※待機児童数は、市内認可保育所への入所を希望し、待機となっている児童数

表4 《保育所定員の推移》（各年4月）

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
公立保育所定員	3,330	3,330	3,430	3,430	3,450	3,470	3,530	3,580	3,580	3,580	3,580
前年度比(人)	0	0	100	0	20	20	60	50	0	0	0
公立保育所数	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
私立保育所定員	1,990	2,079	2,109	2,364	2,499	2,579	2,649	2,914	3,154	3,189	3,464
前年度比(人)	0	89	30	255	135	80	70	265	240	35	275
私立保育所数	18	18	19	20	23	24	24	27	31	32	34
公・私立保育所定員	5,320	5,409	5,539	5,794	5,949	6,049	6,179	6,494	6,734	6,769	7,044
前年度比(人)	0	89	130	255	155	100	130	315	240	35	275
累計(人)	0	89	219	474	629	729	859	1,174	1,414	1,449	1,724
公立・私立保育所数	45	45	46	47	50	51	51	54	58	59	61

表5 《年齢別入所数と待機児童数》（平成22年4月）

年齢	入所数	割合(%)	待機数	割合(%)	保育需要	割合(%)
0歳	499	6.5	64	12.6	563	6.9
1歳	1,135	14.8	244	48.1	1,379	16.9
2歳	1,330	17.4	117	23.1	1,447	17.7
0～2歳	2,964	38.7	425	83.8	3,389	41.5
3歳	1,561	20.3	56	11.0	1,617	19.8
4歳	1,569	20.5	16	3.2	1,585	19.4
5歳	1,569	20.5	10	2.0	1,579	19.3
3～5歳	4,699	61.3	82	16.2	4,781	58.5
0～5歳	7,663		507		8,170	

※待機児童数は、市内認可保育所への入所を希望し、待機となっている児童数

保育所の運営や整備に要する経費は、総額で100億円を超え、市の一般会計予算に占める割合も6%を超える規模となっています。（表6）

表6 《保育所費の推移》

年度	15	16	17	18	19	20	21	22
保育所費(千円)	9,153,040	9,191,820	9,480,310	9,424,370	9,771,510	10,092,280	10,053,270	11,039,250
前年度比(金額)	114,640	38,780	288,490	-55,940	347,140	320,770	-39,010	985,980
前年度比(%)	1.3	0.4	3.1	-0.6	3.7	3.3	-0.4	9.8
一般会計比(%)	6.5	5.9	6.7	6.4	6.5	6.9	6.7	6.9

表7 《あいプラン・後期計画における待機児童対策にかかる目標数値》

事業内容(指標名)	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
保育所の整備(保育所入所児童数)	7,500人	7,900人	8,300人	8,700人	9,000人
家庭的保育事業(委託児童数)	15人	30人	45人	60人	75人

船橋市には、認可保育所として公立保育所27か所、私立保育所34か所（分園3か所）があり、多様な保育ニーズに対応しています。

(1) 延長保育

就労時間や通勤時間等の関係で通常の保育時間内での送迎が困難な保護者の要望に対応するため、延長保育を公立・私立すべての保育所で実施しています。

公立保育所 通常保育 午前9時～午後5時

延長保育 午前7時～午前9時、

午後5時～午後7時（土曜日 正午～午後7時）

私立保育所 各施設で保育の時間帯は異なり、平日の延長保育の終了時刻は午後7時から午後9時までとなっています。

(2) 産休明け保育

生後57日目に達した児童の保育を全公立保育所と私立保育所31か所で実施しています。

(3) 発達支援保育

心身に何らかの障害を持つ児童と持たない児童が、一緒に保育を受ける統合保育の中でお互いが刺激しあい、健やかな発達を目指すことを目的として発達支援保育を行っています。

(4) 一時保育（一時預かり事業）

保護者の就労形態の多様化や傷病等、また心理的、肉体的負担を解消するためリフレッシュなどの保育ニーズに対応するため、一時保育事業を行っています。公立保育所1か所、私立保育所13か所で実施しています。

(5) 休日保育

市内の認可保育所に通園する児童が、保育所入所と同じ理由により日曜日、休日（1月1日から3日を除く）、年末（12月29日から31日）においても家庭で保育できない場合に保育を行う休日保育を、私立保育所2か所で実施しています。

(6) 病児・病後児保育

市内在住または市内の保育所・幼稚園・小学校（3年生まで）等に通う児童を対象に、入院治療の必要はないが安静を必要とする病気療養中で症状が軽度と判断される場合（病児）や病気の回復期にある場合（病後児）に、保育所等での集団保育や家庭での保育ができない期間、一時的に預かる病児・病後児保育を市内3か所（医療機関併設2か所、私立保育所併設1か所（病後児のみ））で実施しています。

<認可外保育施設>

市内には、平成 22 年 4 月現在、27 か所設置され、定員の合計は 839 人です。認可外保育施設では、それぞれの施設において、独自に入所児童や保育料を決定していますが、公的な補助が少ないため保育料の設定が比較的高くなっています。認可外保育施設には、保育に欠けているにもかかわらず、認可保育所に入所できずに通園している児童がいることから、待機児童対策及び少子化対策の一環として、一定の条件を満たした認可外保育施設に通園する児童の保護者に対して保育料の一部を補助し、負担軽減を図っています（表 8）。

補助金額：保護者が負担した保育料月額に 1/2 を乗じて得た額と年齢別に定めた補助限度額を比較して低い方の額を交付する。

補助限度額 3 歳未満児 22,000 円 3 歳以上児 9,000 円

表 8 <<認可外保育施設通園時補助金平成 20 年度の交付状況（件数及び金額）>>

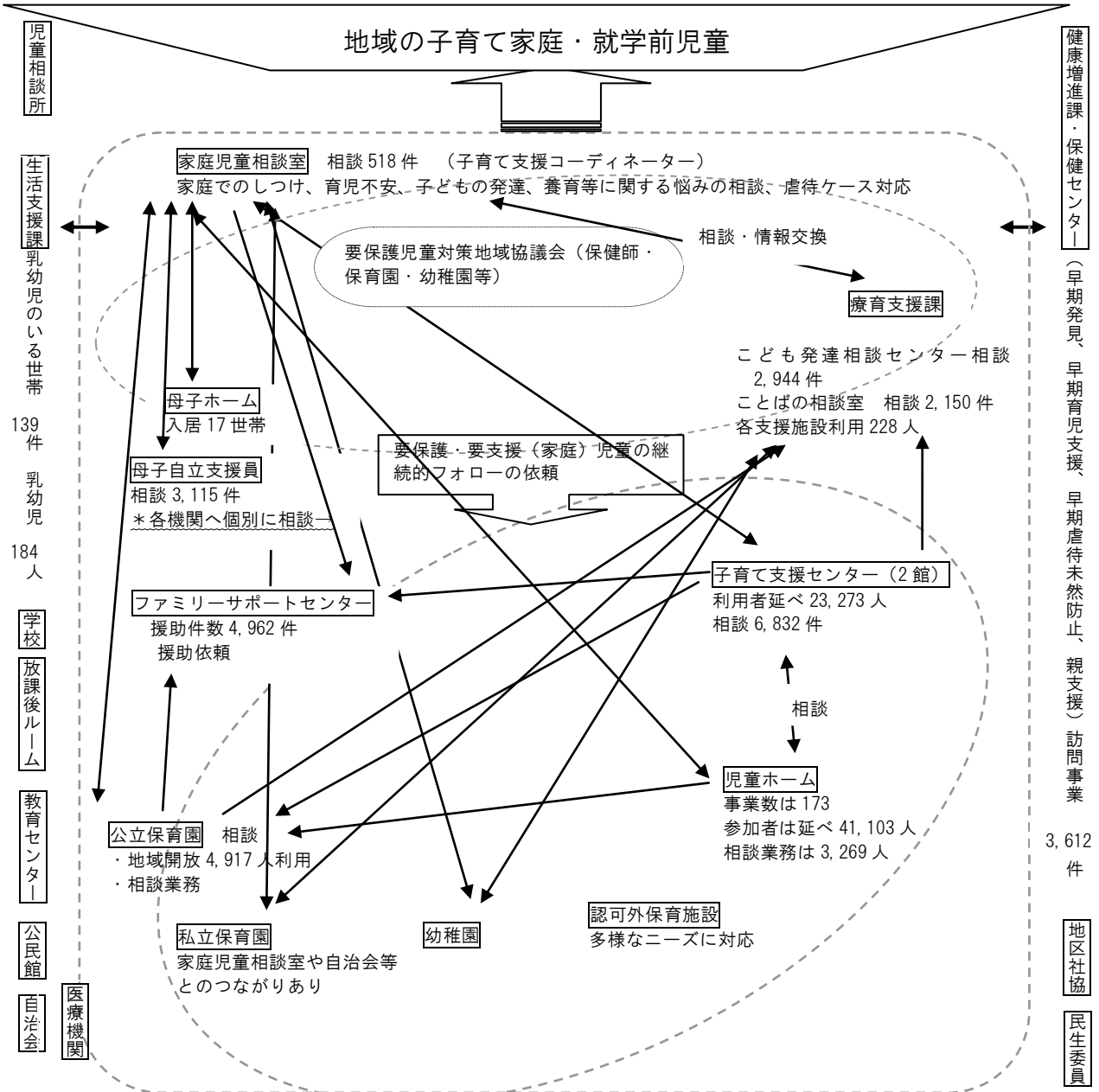
区分	補助限度額	合計	月平均
3 歳未満児	22,000 円	3,100 件	258.3 件
3 歳以上児	9,000 円	1,263 件	105.3 件
合計	—	4,363 件	363.6 件
交付金額計	—	79,048,800 円	6,587,400 円

<私立幼稚園における預かり保育>

市内には、私立幼稚園 45 園が設置され、平成 21 年 5 月 1 日現在 10,281 人の児童を受け入れています。私立幼稚園における預かり保育については、平成 21 年 4 月 1 日現在 30 園で実施され、園により午後 4 時から午後 6 時 15 分までの利用となっています。

平成 21 年度に実施された新たな保育所保育指針により、保育所の役割として、在宅で不安を抱えながら子育てをしている保護者への身近で気軽な相談体制、妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援など、保護者支援や地域の家庭への支援が新たに求められるようになりました。

地域の子育て支援



生活保護を受けていたり、外国人、ひとり親など、支援を必要とする家庭の児童数、その中で保育所に入所している人数は表9のとおりです。保育所に入所している児童の20%近くが、これらの状況にあることが分かります。

表9 《生活保護受給世帯・虐待ケース・外国人世帯・ひとり親世帯の児童及び障害児数》

(平成22年4月1日現在、単位：人)

		全数	保育所		備考	
			公立	私立		
生活保護受給世帯		183	117	70	47	保育所入所率 64%
虐待ケース対象児童		99	43	29	14	保育所入所率 43%
外国人世帯	母が外国人		101	66	35	市全体の数値は、0～5歳の外国人登録人口
	父が外国人		103	66	37	
	父母ともに外国人		128	74	54	
	計	512	332	206	126	
ひとり親世帯	母子	717	707	364	343	・市全体の数値は、H22.4.1現在の児童扶養手当認定世帯(母子家庭)の就学前児童数 ・保育所入所児童数は、祖父母同居を含む
	父子	0	44	21	23	
	計	717	751	385	366	
障害児		227	69	61	8	市全体の数値は、身体障害者手帳又は療育手帳所持者数
計		1,738	1,312	751	561	保育所入所全体の17.1%

※全数、保育所入所数いずれも重複が含まれる。

表10 《市内保育所の各保育事業実施施設数》 (平成22年4月1日現在)

	保育所数	延長保育	産休明け保育	発達支援保育	一時保育	休日保育	病後児保育
公立	27	27	27	27	1	0	0
私立	34	34	31	1	13	2	1
計	61	61	58	28	14	2	1

※上記のほか、病児・病後児保育事業を医療機関併設で2か所実施

公立保育所では、非正規職員が増えているという現状があります(表11)。

表11 《公立保育所正規職員比率》

(各年度4月1日現在)

年度	15	16	17	18	19	20	21	22
公立保育所園児数	3,572人	3,623人	3,626人	3,702人	3,796人	3,731人	3,823人	3,995人
正規職員	470人	475人	490人	487人	478人	467人	459人	455人
非正規職員	145人	144人	143人	149人	184人	208人	223人	239人
合計	615人	619人	633人	636人	662人	675人	682人	694人
正規比率	76.4%	76.7%	77.4%	76.6%	72.2%	69.2%	67.3%	65.6%

公立保育所の多くが昭和40年頃から50年半ばに建設されて、建築後30年以上経過している施設が6割を超えており、老朽化が進んでいます。これまで計画的に行ってきた改修工事に加え、耐震補強工事や改築、根本的な改修が必要になっています。

平成20年5月に策定された市耐震改修促進計画では、保育所は、耐震化を優先的に実施すべき優先指導建築物に指定されています。平成21年度に実施した耐震診断によると、早急に建て替えや耐震補強が必要な（Is値0.3未満）施設は、公立保育所4か所と南本町子育て支援センターの5か所となりました。平成27年度までに整備が必要な（Is値0.3～0.6未満）施設は、公立保育所14か所と高根台子育て支援センターの15か所となり、今後、耐震整備に多額の経費が必要となります（表12）。

表11 《耐震診断の結果、建て替えや補強が必要な施設》

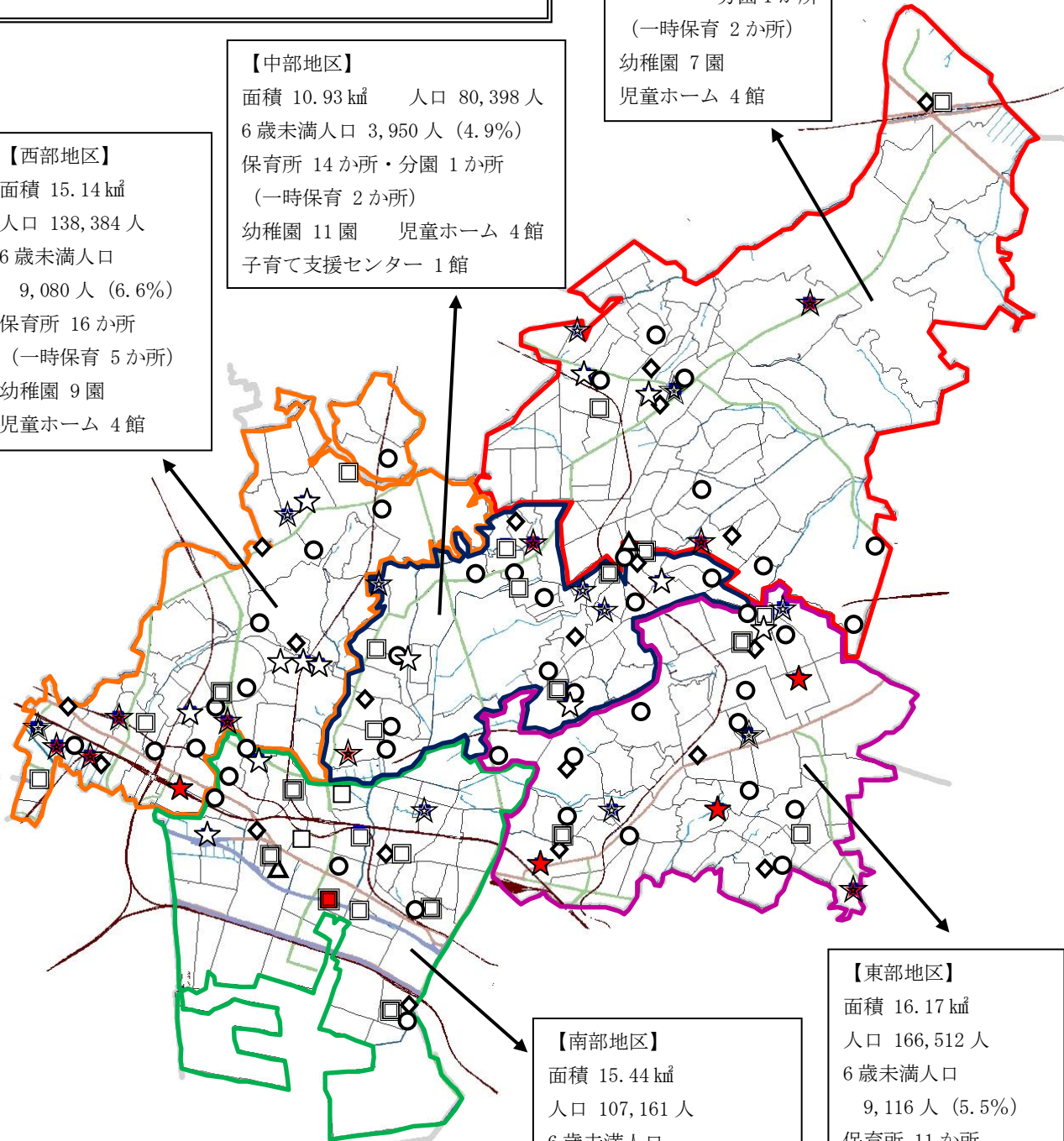
施設名	建物概要		Is値	整備時期
	築造年	構造		
金杉台	昭和47年	鉄骨造	0.15	平成22年度
中央	42年	鉄骨造	0.19	22～23年度
夏見第一	46年	鉄骨造	0.20	22～23年度
		RC	0.65	
二和	45年	鉄骨造	0.29	22～23年度
三山	47年	鉄骨造	0.31	24年度以降
湊町	48年	鉄骨造	0.32	同上
		RC	1.25	
習志野台第一	43年	RC 一部鉄骨造	0.73	同上
		RC	0.35	
海神第一	43年	鉄骨造	0.37	同上
若葉	41年	鉄骨造	0.43	同上
緑台	50年	鉄骨造	0.51	同上
高根	49年	RC	0.32	同上
浜町	55年	RC	0.41	同上
小室	54年	RC	0.47	同上
宮本第一	46年	RC	A棟 0.49 B棟 1.55	同上
若松	49年	RC	A棟 0.51 B棟 2.82	同上
習志野台第二	47年	RC	0.55	同上
本町	52年	RC	0.55	同上
宮本第二	49年	RC	0.59	同上
南本町子育て支援センター	42年	RC	0.22	22～23年度
高根台子育て支援センター	41年	RC	0.48	24年度以降

【船橋市の子育て支援施設】 平成 22 年 4 月 1 日
 面積 85.64 km²
 広がり 東西 13.86 km 南北 14.95 km
 人口 598,213 人 6 歳未満人口 34,246 人 (5.7%)
 (住民基本台帳人口)
 保育所 61 か所・分園 3 か所 幼稚園 45 園
 児童ホーム 20 館 子育て支援センター 2 館

【北部地区】
 面積 27.96 km²
 人口 105,758 人
 6 歳未満人口
 5,618 人 (5.3%)
 保育所 7 か所
 ・分園 1 か所
 (一時保育 2 か所)
 幼稚園 7 園
 児童ホーム 4 館

【中部地区】
 面積 10.93 km² 人口 80,398 人
 6 歳未満人口 3,950 人 (4.9%)
 保育所 14 か所・分園 1 か所
 (一時保育 2 か所)
 幼稚園 11 園 児童ホーム 4 館
 子育て支援センター 1 館

【西部地区】
 面積 15.14 km²
 人口 138,384 人
 6 歳未満人口
 9,080 人 (6.6%)
 保育所 16 か所
 (一時保育 5 か所)
 幼稚園 9 園
 児童ホーム 4 館



【東部地区】
 面積 16.17 km²
 人口 166,512 人
 6 歳未満人口
 9,116 人 (5.5%)
 保育所 11 か所
 ・分園 1 か所
 (一時保育 4 か所)
 幼稚園 12 園
 児童ホーム 5 館

【南部地区】
 面積 15.44 km²
 人口 107,161 人
 6 歳未満人口
 6,482 人 (6.0%)
 保育所 13 か所
 (一時保育 1 か所)
 幼稚園 6 園
 児童ホーム 3 館
 子育て支援センター 1 館

□…公立保育園(一時保育実施園は塗りつぶし)
 定員: □ ~89 人、□ 90~120 人、□ 121 人~
 ☆…私立保育園(一時保育実施園は塗りつぶし)
 定員: ☆ ~89 人、☆ 90~120 人、☆ 121 人~
 ○…幼稚園 ◇…児童ホーム
 △…子育て支援センター